

令和 7 年度 税制改正 要望事項 ( 新設 ・ 拡充 ・ 延長 )

(厚生労働省医政局特定医薬品開発支援・医療情報担当参事官室)

項目名	医療・介護 DX の推進に伴う税制上の所要の措置
税目	所得税、法人税、相続税、贈与税、登録免許税、消費税、印紙税、国税徴収法、租税条約等実施特例法、国外送金等調書法
<p>要 望 の 内 容</p>	<p>「経済財政運営と改革の基本方針 2024 ～賃上げと投資がけん引する成長型経済の実現～」(令和6年6月21日閣議決定)では、より質の高い効率的な医療・介護を提供する体制を構築するとともに、医療データを活用し、医療のイノベーションを促進するため、政府を挙げて医療・介護 DX を確実かつ着実に推進することとされている。</p> <p>医療・介護 DX 推進に向けて以下の事項について、検討を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「全国医療情報プラットフォーム」(※1)の構築及び当該プラットフォームで共有される情報を新しい医療技術の開発や創薬等のために二次利用する環境の整備</li> <li>・医療介護の公的データベース(※2)のデータ利活用の促進</li> <li>・医療・介護 DX を推進するための体制整備(社会保険診療報酬支払基金の改組)等</li> </ul> <p>(※1) オンライン資格確認システムのネットワークを拡充し、レセプト・特定健診情報に加え、介護保険、母子保健、予防接種、自治体検診、電子処方箋情報、電子カルテ等の保健・医療・介護の情報を共有・交換できる全国的なプラットフォーム。</p> <p>(※2) NDB、介護 DB、DPCDB、障害福祉 DB、予防接種 DB、感染症 DB、難病 DB、小慢 DB、全国がん登録 DB 等</p> <p>医療・介護 DX の推進に向け、データ利活用の方針及び基盤整備、システム開発・運用主体のあり方等について、社会保障審議会等での検討結果等を踏まえて、税制上の所要の措置を講ずる。</p> <p>「経済財政運営と改革の基本方針 2024 ～賃上げと投資がけん引する成長型経済の実現～」(令和6年6月21日閣議決定)</p> <p>第2章 社会課題への対応を通じた持続的な経済成長の実現</p> <p>3. 投資の拡大及び革新技术の社会実装による社会課題への対応</p> <p>(医療・介護・こどもDX)</p> <p>医療・介護の担い手を確保し、より質の高い効率的な医療・介護を提供する体制を構築するとともに、医療データを活用し、医療のイノベーションを促進するため、必要な支援を行いつつ、政府を挙げて医療・介護DXを確実かつ着実に推進する。このため、マイナ保険証の利用の促進を図るとともに現行の健康保険証について2024年12月2日からの発行を終了し、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行する。「医療DXの推進に関する工程表」に基づき、「全国医療情報プラットフォーム」を構築するほか、電子カルテの導入や電子カルテ情報の標準化、診療報酬改定DX、PHRの整備・普及を強力に進める。調剤録等の薬局情報のDX・標準化の検討を進める。また、次の感染症危機に備え、予防接種事務のデジタル化による効率化を図るとともに、ワクチン副反応疑い報告の電子報告を促し、予防接種データベースを整備する等、更なるデジタル化を進める。当該プラットフォームで共有される情報を新しい医療技術の開発や創薬等のために二次利用する環境整備、医療介護の公的データベースのデータ利活用を促進するとともに、研究者、企業等が質の高いデータを安全かつ効率的に利活用できる基盤を構築する。医療DXに関連するシステム開発、運用主体として、社会保険診療報酬支払基金について、国が責任を持ってガバナンスを発揮できる仕組みを確保するとともに、情報通信技術の進歩に応じて、迅速かつ柔軟な意思決定が可能となる組織へと抜本的に改組し、必要な体</p>

制整備や医療費適正化の取組強化を図るほか、医療・介護DXを推進し、医療の効果的・効率的な提供を進めるための必要な法整備を行う。（略）

平年度の減収見込額	—	百万円
(制度自体の減収額)	( —	百万円)
(改正増減収額)	( —	百万円)

新設・拡充又は延長を必要とする理由

- (1) 政策目的
 

医療・介護の担い手を確保し、より質の高い効率的な医療・介護を提供する体制を構築するとともに、医療データを活用し、医療のイノベーションを促進すること。
- (2) 施策の必要性
 

医療・介護DXについては、政府を挙げて確実かつ着実に推進することとしており、医療介護データの利活用の方針及び基盤整備、システム開発・運用主体のあり方等について、社会保障審議会等で検討を行い、その結果等を踏まえて、税制上の必要な措置を講じる必要がある。

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	基本目標 I 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること  施策大目標 3 医療等分野におけるデータの利活用や情報共有等により、利用者の視点に立った、効率的で安心かつ質の高い医療サービスの提供を促進すること  施策目標 3-1 医療等分野におけるデータ利活用や情報共有の推進を図ること
		政策の達成目標	超高齢社会に直面する中、社会保険制度を将来にわたって持続可能なものとするため、医療・介護 DX の取組の促進により、切れ目なくより質の高い医療やケアの提供、医療機関等の業務効率化、医療データを活用した医療のイノベーションの促進を目指す。
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	医療・介護 DX の推進に向けて必要な税制上の措置を行うことは、切れ目なくより質の高い医療やケアの提供、医療機関等の業務効率化、医療データを活用した医療のイノベーションの促進につなげることができる。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	地方税についても、必要な取組について社会保障審議会等で検討を行い、その結果等を踏まえて所要の措置を講じる。
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
要望の措置の妥当性		医療・介護 DX の推進に向けて必要な税制上の措置を行うことは、切れ目なくより質の高い医療やケアの提供、医療機関等の業務効率化、医療データを活用した医療のイノベーションの促進につながるものであり、妥当である。	

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	—	